

平成27年度 施策評価表

課・グループ名	保健福祉課福祉健康子育てグループ
	保健福祉課福祉障がいグループ

作成年月日：平成28年8月16日

施策名	②障がい児者福祉の充実	4-3-②
-----	-------------	-------

1. 施策の現状分析及び展開方向

政策・施策の体系	大項目	中項目	小項目
	4. 健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくり	(3) 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり	②障がい児者福祉の充実

①施策のねらいと展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合支援法の内容や各種障がい制度を当事者や家族の方に理解して頂くため、3障がいのガイドブックを作成する等、情報の周知に努めます。 ●地域生活支援事業を実施することにより、地域の実情や障がいのニーズを明確にし適切なサービスを提供することで、障がい当事者の暮らしやすさや介護者の介護負担の軽減を図ります。 ●障がいの者の就労及び自立した地域生活支援について、町内企業に対し障がい者雇用への関心と理解を深めてもらうように努めるとともに、交通費助成等の福祉サービスを活用しながら就労等に向けた生活支援に努めます。 ●南幌町障がい者虐待防止ネットワークにより、関係機関との連携を図りながら、障がい者虐待の未然防止及び早期発見に努めます。 ●障がい者相談支援事業所において、サービス等利用計画を作成し、本人のニーズに基づいた支援を受けることができるようサービスを調整し、適切で効果的なケアにつながるよう関係機関と連携しながら進めます。 ●こころの健康を守るための普及啓発や専門職による相談、こころの病気への正しい対応の周知を行い、早期に相談利用につながるよう支援に努めます。
--------------	--

②施策の現状と課題	現 状	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度から、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）となって施行され、難病等も含まれています。 ●町内には、社会福祉法人による施設入所支援・短期入所・生活介護・就労継続支援B型・居宅介護・グループホーム等の利用可能なサービスが拡大しています。 ●地域生活支援事業により障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、サービスの提供を行っています。 ●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、障がい者虐待からの保護支援を図るため、平成24年11月より、南幌町障がい者虐待防止ネットワークを構築して関係機関との連携を図り、早期発見・見守りを行っています。 ●介護給付や訓練等給付サービスを利用している障がい児・者について、ニーズに基づいたサービス等利用計画を作成するために障がい者相談支援事業所を平成25年4月に開設しています。 ●心身に障がいのある町民に対し、ハイヤー利用料金の一部を助成しており、町外利用を可能にして実施しています。 ●腎臓の機能に障がいや有する町民に対し、通院に要した交通費の一部を補助しています。 ●在宅の障がい者で、公共交通機関を利用して自立促進を支援する施設等へ通所している方に対し交通費の一部を助成しています。 ●こころの健康に関するスクリーニング、講演会、相談等により、こころの病気の正しい知識の普及を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合支援法の制度や身体・知的・精神の3障がい（難病等含む）の制度を当事者や家族の方に理解して頂くための周知と円滑なサービスを実施する必要があります。 ●地域生活支援事業を実施し、障がい児者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、制度の周知・地域の実情や町民のニーズに応じた事業を展開していく必要があります。 ●障害者総合支援法の中では就労支援についてもうたわれていますが、特に道内においては景気回復が遅れていることから、受け皿の確保が難しい状況にあります。 ●障がい児・者を虐待から守るために、障がい当事者や養護者等の様子を見守っていく必要があります。 ●障がい者相談支援事業所は、個々の状況やニーズ把握を的確に行い、サービス等利用計画に反映させられるよう、相談支援体制の充実が求められます。 ●うつ病などのこころの病気になる方や自殺者がいるため、正しい知識の普及とともに、地域住民による見守りや共生、専門職へつなげるのが求められます。

2. まちづくりの成果指標の設定、達成状況

① 成果指標	設定の意図	まちづくりの成果指標名	数値化	
	障がい者等の自立促進の為、就労継続支援など障がい福祉サービス事業所に通所している障がい者等に交通費の一部を助成し、その利用者数を成果指標として設定します。	成果指標（総合計画・施策評価）		可 能
				不 可能
		代替指標 ※成果指標がない場合		未計測
		障がい者自立促進交通費助成利用者数	○	可 能
※施策目的(施策の意図)の達成状況を把握するための指標を記載しています。				

②指標データ	単位	過年度実績			評価年度	目標年度	達成率増減の理由
		H24	H25	H26			
目 標	人	平成26年度より成果指標なし			10	10	平成27年度の実利用人数は10名で、前年度より新規に3名が利用し、1名が送迎のある施設に変更となったため、2名の増となっています。
実 績	人				8	10	
達成率	%				80.0	100	

評価視点	評価結果		理由、課題・問題点
③施策の達成状況	A 計画目標に向けて順調に推移 (目標達成は十分に可能である)	B	従来の事業を継続するとともに、在宅障がい者の方が就労施設に通所する等、自立を促進する効果があり、特に精神障がい者の方に対しては、公共交通機関の割引制度がないため、自己負担が多くなっていたが、本事業により自己負担の半分が助成されるようになったため、負担軽減が図られた。
	B 計画目標に向けて概ね順調に推移 (目標達成は可能である)		
	C 計画目標に向けての進捗はやや遅れている (目標達成が遅れる可能性がある)		
	D 計画目標に向けての進捗は遅れている (目標達成は難しい)		

3. 施策を構成する事務事業の評価

【種類】事務事業の種類

【必要性】事務事業の必要性

【妥当性】町の関与の妥当性

(1) 自主事業(自主)

(1) 町が保障する町民生活の最低水準に関わるもの

(1) 町が実施主体となり、企業等が補完的な役割を行う事業

(2) 施設管理事業(施管)

(2) (1)を超えるサービスで町民ニーズが大きいと考えられるもの

(2) 実施主体は企業や町民団体等が適当であり、市が補完的な役割を担う事業

(3) 経常的事務(経常)

(3) (1)を超えるサービスで町民ニーズが小さいと考えられるもの

(3) 企業や町民団体等による実施が妥当な事業

(4) ハード事業(ハード)

①事務事業評価結果

事業番号	事務事業名	種類	所管課名	成果指標	評価年度(H27)		事務事業の内容	必要性	妥当性	事務事業評価結果(方向性)	事業費(千円)		施策への貢献度 <高い> <普通> <低い>
					目標	実績					H27実績	H28予算	
						単位							
1	精神保健福祉事業	(1)	保健福祉課	①こころの健康相談を受けた人数 ②普及啓発事業参加人数	① 15	人	こころの健康に関心を持っていたために、こころの健康チェックリストや講演会を実施する。また、こころの健康に心配のある方が早期に専門職の相談につながる体制としてこころの健康相談を実施する。	I	I	1 現状のまま継続	840	高い	
					② 100						770		
2	福祉ハイヤー利用料金助成事業	(1)	保健福祉課	利用枚数	1,872	枚	ハイヤー利用料金の一部を助成する。助成額は、初乗り運賃1回分とし、年間で24回分を助成するが、5月以降の申請は月割り交付となる。	II	I	1 現状のまま継続	685	高い	
					1,196	枚					1,000		
3	人工透析者等通院交通費助成事業(旧:腎臓機能障がい者通院交通費助成事業)	(1)	保健福祉課	利用者数	17	人	平成27年度より難病の方を対象者に追加し、名称変更を行った。助成内容(公共交通機関の往復運賃×月回数×1/2×30%×階層区分=助成額(上限3万円まで))	II	I	1 現状のまま継続	331	高い	
					16	人					818		
4	障がい者自立促進交通費助成事業	(1)	保健福祉課	利用者数	10	人	公共交通機関を利用して自立促進を支援する施設等へ通所している方に、交通費の一部を助成する。	II	I	1 現状のまま継続	520	高い	
					10	人					687		
5	指定特定相談支援事業所運営事業	(1)	保健福祉課	①基本相談実人数 ②サービス等利用計画等作成及びモニタリング実人数 ③サービス等調整会議等の関係者会議開催実人数	①3 ②3 ③3	人	①基本相談、②サービス等利用計画等の作成及びモニタリング、③サービス調整会議等の関係者会議	II	II	1 現状のまま継続	16	高い	
					④62 ⑤5 ⑥6	人					9		
6	地域生活支援事業	(1)	保健福祉課	①意思相通支援事業実人数 ②移動支援実人数 ③日常生活用具実人数 ④日中一時支援実人数 ⑤自動車改造補助事業実人数	①3 ②17 ③16 ④10 ⑤1	人	相談・申請内容に基づき、障がいの状況調査等を実施し、必要なサービスの支給可否を決定する。 相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業・移動支援事業、地域活動支援センター事業、障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業、障害者等が自発的に行う活動に対する支援事業、市民後見人等養成研修事業、意思疎通支援者養成事業、障がい支援区分認定調査、障がい者虐待防止事業 日中一時支援事業、知的障害者職視委託事業、自動車改造費補助事業等	I	I	2-1 見直して継続 拡大	5,994	高い	
					①2 ②24 ③17 ④6 ⑤0	人					8,547		

年度別施策全体の事業費合計(千円)

H27事業費	8,386
H28予算	11,831

②H28に実施した新規事務事業					
	実施計画	実施主体	事務事業名	事務事業の内容	H28予算(千円)
1		保健福祉課	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を実施	294
2					
3					

評価視点	評価結果	理由・問題点
③事務事業の妥当性 (手段は妥当か)	A 効果的な事業構成である。 (現状のまま継続する)	従来の事業を継続するとともに、町民の方の意見を反映した障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、新たな施策の充実に努めている。
	B 概ね効果的な構成である。 (一部見直し等の余地がある)	
	C あまり効果的な事業構成はない。 (見直し等の余地が大きい)	
	D 事業構成に問題がある。 (抜本的な見直し等が必要である)	
	事業構成の妥当性	
	B	

4. 今後の方向性 ※外部評価 (行政評価委員会)								
①総合評価 (今後の展開、 事業の見直し等) 委員会評価	特に課題とすべき指摘事項はない。	事業の方向性	事業番号				平成29年度以降の予算の方向性	
		優先度 A~D (ランク)	A	6				
			B	1	4	5		拡大
			C	2	3			維持
			D					縮小